「資源プラ」という提案。

廃プラスチック（廃プラ）を「処理する」から資源プラを「製造する」へ。
国内外のマーケット変化やサーキュラーエコノミー（循環型経済）の重要性が増す中、当時の市場では「品質感のないプラスチック」が流通しており、そうした状況が許されなくなる未来を見据え、「廃プラ」という呼び名を変えることで、解決を図るこの発想が生まれました。

2015年、業界のリーダーたちによるワーキンググループが発足。翌年、「資源プラ」という名称が誕生し、2018年の中国によるプラスチック輸入禁止措置の際には、「資源プラ」の概念が評価され、一般社団法人資源プラ協会の設立へとつながりました。

「資源プラ」とは、「資源として流通するプラスチック」を意味し、従来の廃プラとの違いを明確にする業界スタンダードのコンセプトです。「廃プラを処理する」という消極的なアプローチから、「資源プラを製造する」という積極的な資源循環モデルへのシフトを促すことで、廃プラの価値を再発見し、高品質で流通しやすい資源へと昇華させていきます。こうした取り組みは省庁やマスコミにも注目され、2020年の環境省によるバーゼル条約輸出入基準の策定にも影響を与えました。

「資源プラ」が業界に浸透していくことで、リサイクル現場のモチベーションを高めるとともに、業界全体の意識が高まることで、新たなリサイクルの形が生まれ、持続可能な未来へとつながっていきます。

資源プラ®

RESOURCE PLASTIC

「処理する」ではなく「製造する」へ

「資源プラ」と呼ぶことで意識を変え、第三の再生原料としてリサイクルの未来をつくる

2015年、わたしたちは、業界のトップランナーとワーキンググループを結成し「どういう呼び名が適切なのか?」「その定義とは?」検討を重ねてきました。そして、「適正なリサイクル処理をされた資源としてのプラスチック」を「廃プラスチック」と呼ばないことから始め、「資源プラスチック」と呼ぶことに決めました。そして、「資源プラスチックの原則」を以下のように定義付けました。

資源プラ®
RESOURCE PLASTIC

資源プラスチック（通称：資源プラ）の定義

1. 適切な前処理、中間処理を施す事で、全量再生プラスチック原料の基材として利用できる品質を保持する処理物である事。
2. 品質とは、汚れの付着や異物の混入の程度、中間処理に伴う物性低下の程度などの事であり、具体的な品質基準は別途定める。
3. 処理物は輸送時や保管時において、取り扱い易く、物理的・化学的に安定であり、安全かつ衛生的に取引ができる荷姿に仕上げられている事。
4. プラスチック廃棄物の適切な処理を進めるため、関連法令に定める基準を満たし、法令を遵守する事。
5. 輸出に供される処理物については、輸出に関する国内法および国際条約、輸出先の国内法に定める規制基準に適合する事。
6. 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（盗品等）など、違法・脱法行為に由来するプラスチック廃棄物の処理物ではない事。

再生ペレットでも廃プラでもない、第三の再生原料としての資源プラ®

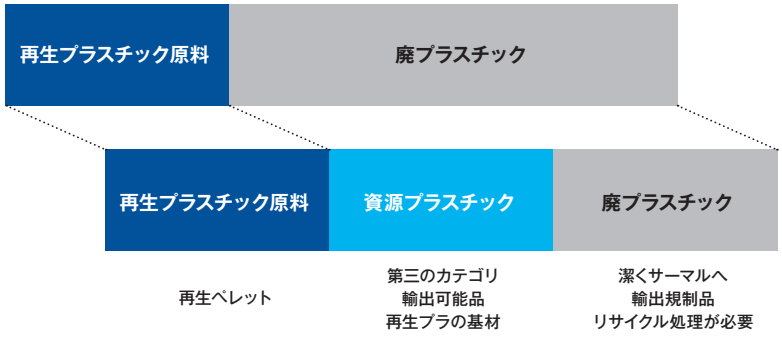

経済合理性と技術的妥当性において「廃棄されるプラスチック」と「リサイクル可能なプラスチック」を区別し、品質を上げていくことで、再生ペレットでも廃プラでもない、第三のカテゴリとしてプラスチック再生原料の基材を作り出す新しい考え方です。第三の再生原料「資源プラ®」でモノの流れを変え、リサイクル事業に従事する人々の認識を変え、品質の安定した永続的なプラスチックリサイクルの未来をつくります。

バーゼル法輸出規制で信頼性が高まった資源プラ、資源プラ協会の第三者認証でより安全に

バーゼル法プラスチック輸出規制によって、劣悪な廃プラが輸出できなくなることで、バーゼルの基準を満たす資源プラの信頼性がより高まりました。さらに、資源プラ協会の第三者認証によって資源プラの品質もより安定し、安心安全な輸出を可能にしています。

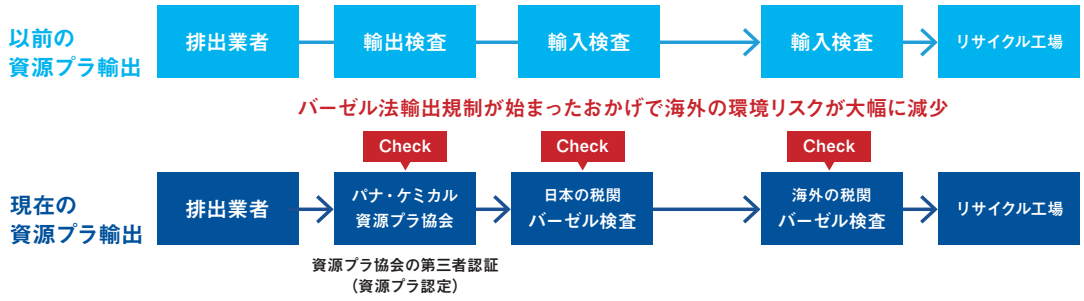

資源プラ協会の第三者認証でより安全に

注意

経済産業省及び環境省は、2021年5月未承認輸出を行った事業者に対して、厳重注意を行いました。このニュースはNHKにも取り上げられ、排出事業者にとって、リスクの高い問題となりました。

環境省、経産省、財務省（税関）が一体となって水際対策を行い、不正業者を摘発。資源プラ輸出は適正な輸出者でないとできない仕組みになっています。

資源プラ輸出の専門商社

PANA-CHEMICAL
株式会社 パナ・ケミカル

〒168-0074 東京都杉並区上高井戸1丁目8-3　E-mail support@panachemical.co.jp
TEL 03-3302-7531　FAX 03-3306-0096　URL www.panachemical.co.jp